

平成 24 年 3 月

平成 24 年度

港湾関係厚生施設
(厚生センター・共同住宅)

事業計画書

指定管理者

社団法人 横浜港湾福利厚生協会



1 管理運営について

2 管理体制及び組織

■責任体制

3 人員の配置

■各施設の具体的な人員配置、責任の所在等

4 利用者サービス、日常の業務改善による利用促進等

■利用者サービスの向上や利用者数を増やすための具体的な提案

■利用者ニーズや意見、要望を受け、運営に反映させる体制

■利用者への接遇の向上

■厚生センターに関して、施設利用者の利用促進の面から、開館時間、休日設定

5 経費節減策

6 安全対策、緊急時の対応策

■施設における安全対策

■事故、災害発生時の対応策、計画

■事故、災害発生時の連体制

7 コンプライアンス等について

■関係法規の遵守の方法、体制

■個人情報の管理方法、体制、保護方策

8 自主事業計画

9 研修計画

1 管理運営について

当協会は、横浜港で働く方々の福利厚生面での充実を図ることによって横浜港の発展に寄与するとともに、利用者される方々へ充実したサービスが行えるよう、港湾関係施設の運営を積極的に進めています。

平成24年度につきましても、前年と同様に、指定管理者として対象となる厚生センターや共同住宅の管理業務を円滑に行い、港湾労働者の福利厚生に努めてまいります。

厚生センターについては、利用者サービスの向上を図るため、利用者へのアンケートの実施やテナントへの意見聴取を実施し、良好な状態が維持できるよう管理してまいります。

厚生センターは、一般の市民の立ち入りを禁止する場所に多く立地しており、利用者の大半が港湾で働く方々となっています。このため、船舶の入港状況等、景気の動向により利用人数は変動しますが、常に均一のサービスが提供できるよう、努めてまいります。

また、一部の厚生施設においては、一般の市民の方が利用されますが、この場合におきましても、港湾で働く方々と同様のサービスを提供できるよう留意します。

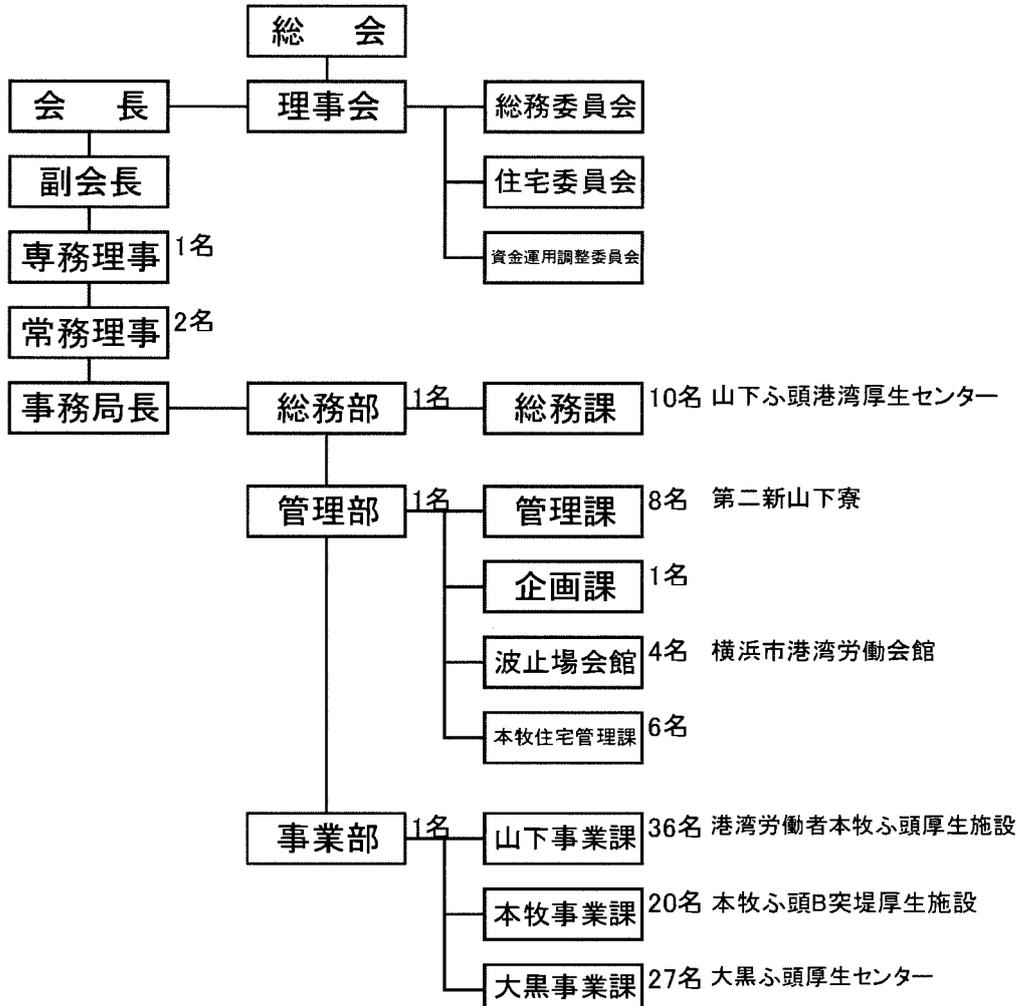
共同住宅については、入居者の利便性を向上するため、入居者と定期的な集会を開催し、意見の聴取やアンケートを実施し、良質な環境を低廉な価格で提供できるよう、対応してまいります。

各施設においては、担当課への的確な人員を配置し対応するほか、全施設において夜間、休日の緊急対応が行えるよう体制を整備しています。

なお、現在、当協会が実施する事業については、ホームページでの公開や広報紙の発行など、広く情報提供を行っておりますが、指定管理業務も含め、今後とも平等な利用の確保、利用者の意見聴取など、これらのメディアを活用し的確に実施してまいります。

2 管理体制及び組織

■責任体制



3 人員の配置

■各施設の具体的な人員配置、責任の所在等

施設名	担当部署（人員）	備考
大黒ふ頭厚生センター	大黒事業課（3名）	人員については食堂等従事者を除く。
横浜市港湾労働会館	波止場会館（4名）	
山下ふ頭港湾厚生センター	総務課（3名）	
港湾労働者本牧ふ頭厚生施設	山下事業課（3名）	
本牧ふ頭B突堤厚生施設	本牧事業課（3名）	
第二新山下寮	管理課（2名）	

責任の所在については、各担当部署に配置されている課長級の職員が、それぞれ所管する施設に関して、責任をもって各種対応にあたります。

【担当者が有する資格等】

- ・ 甲種防火管理者
- ・ 2級建築士

また、横浜市主催の研修にも積極的に参加し、指定管理者として求められる資質を習得するように努めます。

4 利用者サービス、日常の業務改善による利用促進等

■利用者サービスの向上や利用者数を増やすための具体的な提案

利用者には、当協会のインターネットのホームページや広報紙(はまかせ)などにより広く情報を提供しています。また、ご利用いただく港湾関係者の方々に、より良いサービスを提供するため、利用者アンケート調査等を活用し、利用者の声やニーズに耳を傾け、利用しやすい環境の整備、施設内食堂の献立や料金の設定、売店における商品構成など、多くの皆様に満足いただけるよう、実践しているところでございますが、今後も引き続き、利用者サービスの向上に努めてまいります。

■利用者ニーズや意見、要望を受け、運営に反映させる体制

当協会が行っている前述メディア及びアンケート調査により利用者からの貴重なご意見・ご要望についての対応にあたっては、いただきましたご意見・ご要望を反映するため、施設備品や施設消耗品など、港湾関係者の皆様が利用しやすく、満足いただけるよう体制を整えるのみならず、福利厚生事業として適切か判断し、必要に応じた対応をいたします。

■利用者への接遇の向上

利用者の満足度向上のための接遇が実行できるよう協会職員全体で取り組み、より良いサービスの提供に向けております。

具体的には、利用者と接した際には、「おもてなし」を心がけ、ご利用いただく皆様が、気持ちよく満足いただけるよう、接遇の向上に努めます。

■厚生センターに関して、施設の利用促進の面から、開館時間、休日設定

国際コンテナ戦略港湾として、また、24時間364日フルオープンへの対応のため、ふ頭内にある厚生施設といった特性を踏まえ、利用される方がより利用しやすいよう、港湾労働者の就業時間や就業日を踏まえた、開館時間等の設定を行うことにより、皆様が利用しやすくなるとともに、サービスの向上に努めます。

【厚生施設の開館時間】

施設名	開館時間	休業日
大黒ふ頭 厚生センター	(平日) 午前6時30分から午後5時まで (土曜日) 午前6時30分から午後2時まで	日曜日、祝日及び年末年始
横浜市 港湾労働会館	(平日) 午前9時から午後9時まで (土曜日) 午前9時から午後5時まで	日曜日、祝日及び年末年始
山下ふ頭 厚生センター	(平日) 午前6時30分から午後5時まで (土曜日) 午前6時30分から午後2時まで	日曜日、祝日及び年末年始
港湾労働者 本牧ふ頭厚生施設	(平日) 午前6時から午後2時まで	土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始
本牧ふ頭B突堤 厚生施設	(平日) 午前8時から午後2時30分まで (土曜日) 午前8時から午後1時まで	日曜日、祝日及び年末年始

5 経費節減策

当協会が、長年に渡り蓄積してまいりました施設管理の経験を生かし、同一業務の一括発注や消耗品の効率的、計画的な購入を行うことなどにより、コストの節減に努めてまいります。

厚生センター・共同住宅ともに、同一地域内にある自社の厚生施設と指定管理施設の連携によって、効率的かつ良質な管理運営の工夫を進め、施設・設備等の保守管理、清掃その他環境管理等について、経費削減に努力するばかりでなく、一律なサービスの提供を引き続き推進いたします。

また、施設の規模、利用状況等に応じて適切な人員配置に努め、併せてゴミの排出量の削減や資源ゴミの回収、使用器具の高効率化への変更や節電等を積極的に行い、省エネルギー化を図るなど、地球環境に配慮いたします。

6 安全対策、緊急時の対応策

■施設における安全対策

・消防法に基づき、消防計画を策定し、防火管理業務について必要な事項を定め、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を努めております。

消防計画に基づき建物設備の点検等各種防火管理業務を行うほか、自衛消防組織を編成し、その他災害防止対策を実施しております。

・定期的に防災訓練を実施し、啓蒙活動に努めております。

・施設の規模に応じて、機械警備を実施するほか、必要に応じ警備会社に夜間、休日等の警備巡回を委託し、防災・防犯に努めております。

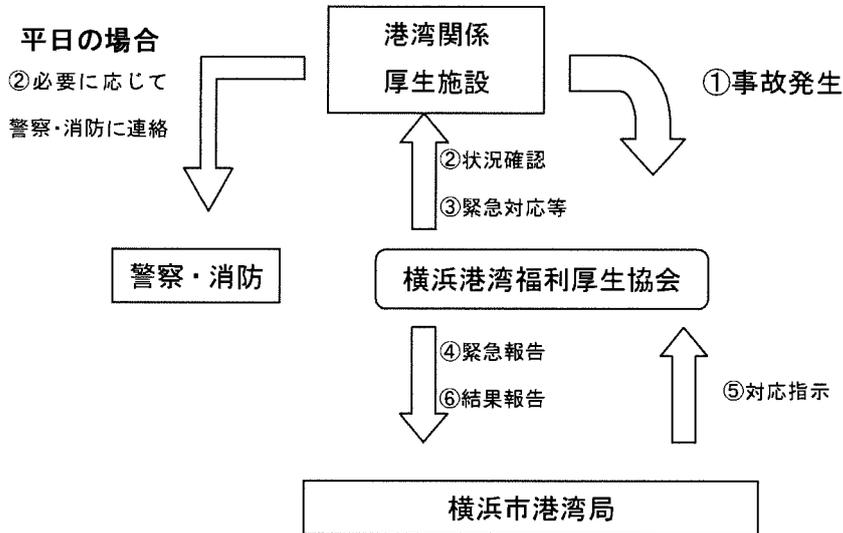
・夜間・休日等を含み、緊急時には適切に対処しております。

・港湾業界と協力し、施設の規模に応じ、災害時に港で働く方々への救援物資として、飲料水の備蓄等を行っております。

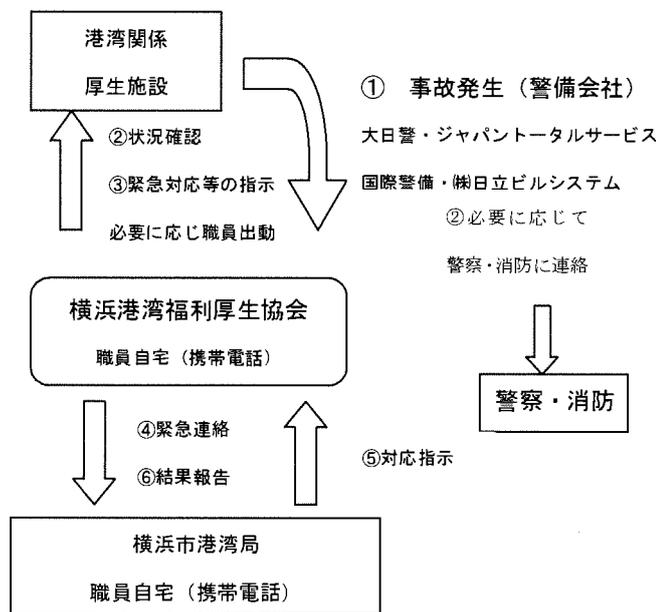
・自社の厚生センターほか、山下ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭厚生センター、横浜市港湾労働会館には、救命活動で心肺蘇生術に活用できる AED（自動体外式除細動装置）を自主的に設置しております。（その他、万国橋会議センター及び本牧厚生センター「日本牧第一福祉センター」にも配備）

■事故、災害発生時の対応策、計画

事故発生時対応フロー

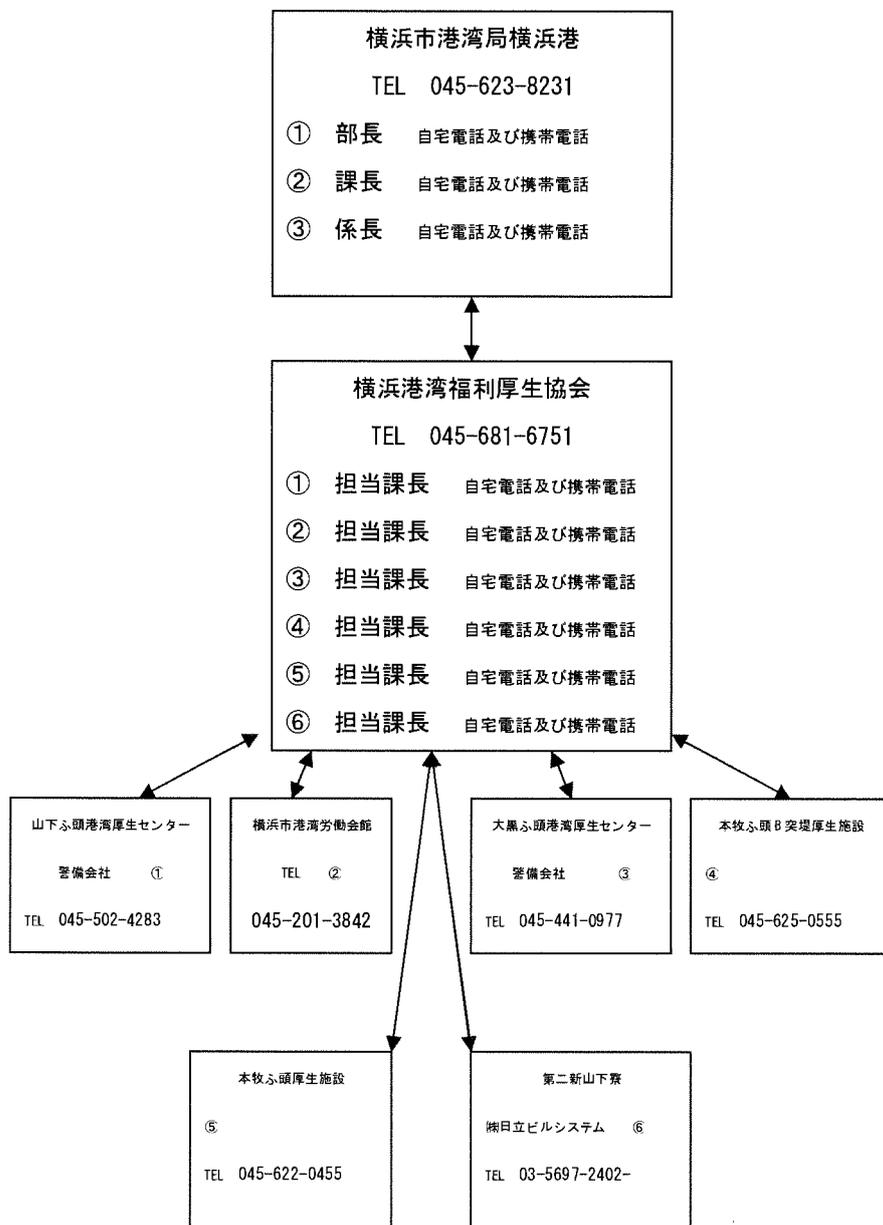


**執務時間以外及び
夜間・休日の場合**



■事故、災害発生時の連絡体制

緊急連絡体制表



7 コンプライアンス等について

■関係法規の遵守の方法、体制

関係法規の遵守にあたっては、横浜市が実施していますコンプライアンスの推進を参考にして、常に高い倫理観に基づき、社会的良識にしたがうことを基本としています。

対象施設の管理にあたっては、日本国法令、横浜市港湾施設使用条例及び港湾施設使用条例施行規則を遵守します。その管理方法として、管理業務仕様書に基づき、指定管理業務を適切に執行するため、諸規定及び執行の体制を整備しております。

具体例として、厚生センター、共同住宅とも消防法に基づき、防火管理者を選任し、防災体制を整えております。また、食堂、給食、売店については防火責任者の選任と食品衛生法に基づき、食品衛生責任者を選任し、食中毒を予防、また講師を招いて講習会を開催し、食品従事者の啓蒙活動を行っております。その他、健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づき、原則的に施設内禁煙（喫煙室設置可能な山下ふ頭港湾厚生センター及び横浜市港湾労働会館の2か所は喫煙室を設置、分煙）とし、利用者の健康管理に配慮しております。

また、横浜市情報開示条例に基づき、請求があった場合は条例に準じて開示いたします。

■個人情報の管理方法、体制、保護方策

・個人情報の取扱いについては、保護の重要性を各職員が認識し、取扱いにあたっては法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう適性に取り扱いを行うよう管理しています。

・管理にあたってコンピューターを使った業務については、外部とのオンライン処理を制限する、使用するソフトウェアは、パスワードの設定、使用者毎に入力事項を制限するほか、データのコピー禁止や持ち出しを禁止する等、個人情報の保護について、必要な措置を講じます。

また、個人情報の記載された台帳やファイルは、保管場所を施錠管理する等、閲覧の制限を設け、漏洩滅失、き損、改ざんの防止に努めるとともに、不必要な情報は収集することがないように、必要な事務の範囲内の収集、目的以外の利用の禁止や不要となった情報の破棄など、取扱いの徹底を行っています。

なお、個人情報の取扱いについて、判断が困難な事例については、横浜市に確認するなど、適切な対応をとります。

※ 実施後に速やかに研修実施報告書を添付いたします。

※ 個人情報保護に関する誓約書（様式1）についても研修実施後に添付いたします。

8 自主事業計画

共同住宅については、管理人を配置し、共同トイレや共同シャワー設備等、共用部の管理をすることで住環境を良好な状態に維持します。

山下ふ頭厚生センターにおいては、施設の雑排水を下水本管へ圧送し、直接放流しているためその設備（グライNDERポンプ）を点検整備し、機能を維持することでセンターを良好な状態に維持します。

食堂設備を有する施設には、グリーストラップ槽の清掃、汚泥処理をすることで環境に配慮します。

また、施設周辺において実施されるイベントなどにおいても、施設を活用した自主事業の実施や無償貸出、無償解放することで、利用促進に向け積極的に取り組みます。

その他、指定管理施設を利用しやすい施設への改造等の必要が生じた場合は、横浜市へ事業計画の変更を提出いたします。

9 研修計画

横浜市消防局立会いの下、防災訓練の実施により、初期消火・避難誘導訓練はもとより、応急手当等の研修を実施いたします。

横浜市が実施する指定管理者研修会や特定建築物管理者講習会には施設担当者を積極的に参加させるとともに、配付資料など、職員間において回覧するなどにより周知し、必要な情報の共有化を図ります。

食堂等食品を扱う施設については、食品衛生法に基づき、食品衛生責任者を選任し食中毒防止に努めます。また、保健所から講師を招き、衛生講習会を開催し食品従事者の啓蒙活動を行っております。

外部委託を予定している業務（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（当該業務を専門とする事業者へ委託）

管理業務

全施設共通 年間消防設備点検

清掃業務

警備業務

防虫防鼠、害虫駆除

排水管清掃

ゴミ収集処理業務

★玄関マット管理業務

山下ふ頭厚生センター

建築物衛生管理業務

空気環境測定業務

自家用電気工作物点検業務

★グラインダポンプユニット点検整備

★グリーストラップ清掃業務

大黒厚生センター

浄化槽点検業務

自動ドア点検業務

シャッター点検業務

乗用昇降機点検整備業務

自家用電気工作物点検業務

空調機点検業務

緑地保全業務

★グリーストラップ清掃業務

横浜市港湾労働会館（波止場会館）

自動ドア点検業務

シャッター点検業務

乗用昇降機点検整備業務

自家用電気工作物点検業務

空調機点検業務

小規模受水槽点検業務

★小便器自動洗浄

港湾労働者共同住宅

★住宅管理業務

★24時間消防監視業務

★印は自主提案事業

別途、契約後、委託名称、委託内容、契約方法、契約の相手方について報告します。

【様式 16】収支計画書

(1) 収入

金額 (単位 : 千円)

区 分	平成 24 年度
① 指定管理料 (消費税含む)	55,302
② 自主提案事業収入	
収入合計	55,302

(2) 支出

区 分	平成 24 年度	
① 維持管理運営費	55,302	
項目	人件費	16,100
	消耗品費、備品購入費等	165
	光熱水費 (電気、上下水道、ガス)	7,481
	清掃費 (害虫駆除等含む)	10,917
	安全管理費 (警備費等含む)	6,734
	設備保守点検費	9,782
	保険料	145
	一般管理費等経費	1,310
	租税公課等	35
	消費税	2,633
② 自主提案事業による支出		
支出合計	55,302	